

# 調布市教育委員会「いじめ防止対策基本方針」(改訂版)

- 〇いじめ防止対策に関する法令等**
- ・日本国憲法
  - ・教育基本法
  - ・学校教育法
  - ・いじめ防止対策推進法
  - ・東京都いじめ防止対策推進条例
  - ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
  - ・東京都教育委員会いじめ総合対策
  - ・調布市子ども条例
  - ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
  - ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要領
  - ・調布市いじめ撲滅の手引き

**【目指す児童・生徒像】**

- 〇個性が認められ、自分らしく生きる子
- 〇夢と希望をもちながら、いきいきと育つ子
- 〇いじめを「しない」「させない」「許さない」心をもち、思いやりのある子

- 〇目標策定の方針**
- ・「子ども 夢 すこやか まちづくり」
  - ～いじめや虐待のないまち宣言～
  - ・調布市教育委員会基本方針1
  - 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる。
  - いじめ・偏見・差別や虐待をしない、させない人間を育成する教育を推進する。

**いじめ防止対策に関する教育委員会の目標**

- 〇「するを許さず」いじめを許さない心を育む
- 〇「されるを責めず」いじめられている子を責めない心を育む
- 〇「いじめに第三者なし」「いじめはいけない」と言える心を育む

## いじめの未然防止・早期発見のために

- 〇教職員の指導力の向上**
- ①いじめに関する研修の実施
    - ・教職員に対する校内研修を年3回実施する。
    - ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料を活用する。
  - ②人権教育推進委員会の充実
    - ・各校の人権教育推進委員を対象とした人権教育推進委員会を年3回実施する。
    - ・人権教育ニュースを年3回発行し、全教員に配布する。
    - ・人権教育指導啓発資料を年1回発行し、全教員に配布する。
- 〇学校の組織的対応**
- ①学校いじめ防止対策基本方針の策定
  - ②学校いじめ防止対策委員会の設置
  - ③学校いじめ防止対策委員会を支援する学校サポートチームの全校配置
  - ④全教職員による情報共有

- 【未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり**
- ① 児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事、部活動等に主体的に参加・活躍できる学校づくりの推進を図る。
  - ② 校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
  - ③ 児童・生徒に「いじめ」について主体的に考える機会を定期的に設け、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚する態度の育成を図る。
  - ④ いじめ防止対策推進法等に示されている取組を、学校が確実に実行できるようにするため、教職員に対する研修の充実を図る。

- 〇スクールカウンセラーとの連携**
- 都配置・市配置のSCが連携し、学校の教育相談の窓口として活性化を図り、組織的な対応が推進されるよう指導する。

- ・学校いじめ防止基本方針の全校策定と学校いじめ防止対策委員会の全校設置
- ・学級経営、道徳教育、人権教育等の充実を含めた「いじめ防止対策」年間指導計画の策定
- ・教職員の人権意識の高揚及び授業力の向上、学校の組織的対応力の強化
- ・「人権週間」、「いのちと心の教育月間」における児童会・生徒会主体の開発的な取組の推進
- ・「あいさつ運動」及び地域に開かれた学校づくりの推進
- ・小学校高学年及び中学校における、弁護士等を活用した法教育の推進
- ・スマートフォン、携帯電話等によるいじめの未然防止を図るための外部機関を活用した情報モラル教育の推進
- ・いじめの根絶について、家庭訪問・学校だより等を活用した家庭・地域に対する啓発及び協力依頼
- ・生活指導主任会を調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会と位置付けたいじめ防止の連携・対策の強化

- 〇保護者・地域との連携**
- ・学校いじめ防止対策基本方針の策定及びいじめ相談窓口の設置についての周知
  - ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの紹介
  - ・全家庭に、「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」を配布
  - ・児童館及び学童クラブ、ユーフオー、CAPS等との連携

- 【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり**
- ① 児童・生徒の日常生活から、いじめの萌芽を素早く察知するシステムの構築を図る。
  - ② 被害の子どもや周囲の子どもから、いじめ情報を確実に受信できるシステムの構築を図る。

- ・全教員による校内巡回等を通じた子どもの見守りの強化
- ・年間3回のふれあい月間（6、11、2月）における、いじめ実態調査の実施
- ・小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒における、スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- ・学校いじめ相談窓口の周知と学校いじめ相談窓口を活用した定期的な子どもとの二者面談の実施
- ・関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視
- ・いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうための啓発資料の活用

- \*重大事態への対処**
- ①教育委員会への報告を求め、教育委員会が設置する組織との連携・協力を指示する。
  - ②被害の子どもに対する緊急避難措置を検討し、実施する。
  - ③被害の子ども及び保護者に対して、スクールカウンセラーを派遣する。
  - ④加害の子どもへの懲戒や出席停止を検討し、実施する。
  - ⑤警察や児童相談所等との連携を実施する。
  - ⑥緊急保護者会の開催を学校と協力して行う。

## 具体的ないじめへの対応（早期対応、重大事態への対処）

**生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）**

① <b>実態把握の観点</b> 被害及び加害児童・生徒（場合によっては、第三者の周囲の子）を、個々に集め、どのようないじめの事実があったのか、正確な内容を把握する。	② <b>指導・支援の基本姿勢</b> 「学校いじめ防止対策委員会」の取組内容を確認し、具体的に「誰が」「いつ」「どのような」対応を行ったかを把握する。	③-1 <b>被害児童・生徒への支援</b> 被害児童・生徒の立場に立って、解決する方策を具体的に確認する。 ③-2 <b>加害児童・生徒の指導</b> 児童・生徒の心情を理解しつつ、毅然とした指導を行い、保護者の協力を求める。
--	---	---

**生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係機関と連携して対応する場合）**

- 「調布市教育委員会いじめ防止対策委員会」を設置する。教育長を委員長とし、指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか等を中心に学校と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手だてを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員として依頼し、問題の早期解決を図る。

**年間指導計画**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>指導室事業</b>	〇若手教員研修における人権研修						〇「いのちと心の教育」月間			〇「調布市人権週間」		
<b>生活指導</b>	〇問題行動調査		〇ふれあい月間（6月）		〇情報モラル研修			〇ふれあい月間（11月）		〇ふれあい月間（2月）		
<b>人権教育</b>	〇人権教育推進委員会			〇年間3回「人権教育ニュース」発行			〇人権教育を踏まえた授業研修			〇人権教育指導啓発資料の配布		
<b>家庭・地域</b>	〇「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」配布						〇各中学校区における健全育成に関する地域教育懇談会の実施					